



石狩市

# 消費生活センター便り

No. 2

発行  
H29年6月

## 平成29年5月 石狩市消費者大会 パネル展と講演会を開催しました！



消費者大会パネル展



浜益支所、厚田保健センター、花川南コミセン、りんくるを巡回してパネル展をおこないました。ご来場ありがとうございました。

5/31(水)りんくるにて  
講演会を開催しました。  
テーマ  
「スマホやケータイの賢い  
使い方と危ない使い方」



講師  
原 琢磨さん  
(弁護士)

講演会には28名の方が参加され、みなさん真剣に聴講されていました。



ネットショッピングを利用したら、  
届いた商品がかわれてる！  
注文した物と全然ちがう！  
…なのに約款で  
返金・返品ができない？



あわてない！  
あきらめない！

ここが  
大事



スマートフォンを使っていて、目に留まった  
広告バナーをクリックしただけなのに、  
「アダルトサイトご登録完了ありがとうございました。利用料金は…10万円?!」

こちらから連絡しない！  
お金を払わない！



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター (平日 午前10時～午後4時)

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1階 ☎0133-75-2282

※土日・祝日の電話相談は、消費者ホットライン 188 (いやや! 泣き寝入り) へ

# 気を付けて！ こんな相談が増えています！

メール、ハガキの  
**架空請求**



携帯電話にメッセージが届いた。

「有料動画の未納料金があり、本日中に連絡がない場合は法的手続きをとる」との内容で、問い合わせ先の電話番号が書かれている。

自宅にハガキが届いた。

「総合消費料金の未納があり、民事訴訟になる。連絡がない場合は給与や不動産などが差し押さえられる」という内容で、裁判取り下げ最終期日が今日の日付になっている。



～消費生活センターから～



身に覚えのないメールやハガキが届いても、決して相手に連絡せず、無視してください。請求された内容について不明な点があったり、不安を感じ、対処に困った場合には、すぐに消費生活センターにご相談ください。

# 「訪問販売おことわり」 ステッカーを活用しましょう！

**条例違反**です！

（北海道消費生活条例 第十六条一項）

ステッカーを無視した訪問勧誘は



**お断りします**

消費者の「いきりません」の意思表示！

「訪問販売おことわり」ステッカーは、

玄関口、インターホンの近くなどに貼って、被害の未然防止にお役立てください！



石狩市役所1階ロビー 消費生活センター入口、厚田支所、浜益支所に置いてあります。ご自由にお持ちください。